



「令和 7 年 3 月 C L O (買取型シンセティック方式・社債保証付)」 参加企業募集のお知らせ

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）の中小企業事業は、地域経済活性化の担い手となる中小企業者に対する無担保資金の供給を行うため、地域金融機関を通じ C L O（貸付債権担保証券）ローンの募集を開始します。

本 C L O ローンに係る、募集期間、各種条件等については以下をご参照ください。

【募集期間】

令和 6 年 7 月 1 日（月）～令和 6 年 12 月 25 日（水）

※ 募集期間は取扱金融機関によって異なることがあります。なお取扱金融機関の詳細については、別途公庫 H P 上にてお知らせいたします。

【参加条件】

(1)	株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する中小企業者であること。						
(2)	2 期連続の青色申告者であり、法人税及び社会保険料に未納がないこと。						
(3)	原則として、業歴 3 年以上であり、かつ、2 期連続の正常決算（各 12 ヶ月のもの。ただし、期中に合併等を行っているものについては、合併等が事業内容に大きな影響を与えていないものに限る。）を有すること。						
(4)	数値基準 原則として、提出を受けた決算の数値が、次の各号のすべてを満たす先であること。ただし、イ又はロに該当しない場合であっても、「償却前経常利益が黒字」又は「経常収支が黒字」（注）であれば対象先とすることができる。 <table><tr><td>イ.</td><td>債務超過でないこと。</td></tr><tr><td>ロ.</td><td>経常利益を計上していること。</td></tr><tr><td>ハ.</td><td>取扱金融機関が独自に数値基準を設定する場合は、当該数値基準を満たすこと。</td></tr></table>	イ.	債務超過でないこと。	ロ.	経常利益を計上していること。	ハ.	取扱金融機関が独自に数値基準を設定する場合は、当該数値基準を満たすこと。
イ.	債務超過でないこと。						
ロ.	経常利益を計上していること。						
ハ.	取扱金融機関が独自に数値基準を設定する場合は、当該数値基準を満たすこと。						
(5)	取扱金融機関の与信取引が新規の場合、原則として公認会計士若しくは監査法人のいずれかの監査証明の提出を受けられること又は日本税理士会連合会の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト若しくは「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストのいずれかの提出を受けられること。						
(6)	取扱金融機関の審査と日本政策金融公庫の審査のいずれをも通過すること。						
(7)	地域経済の活性化に資する先であること。						

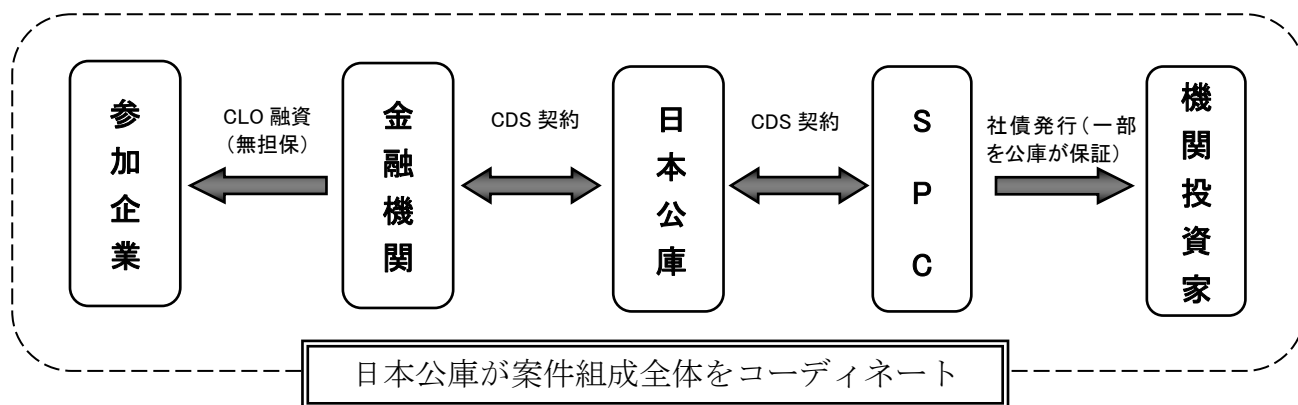
（注）経常収支＝償却前経常利益－受取手形増減－売掛金増減－棚卸資産増減＋支払手形増減＋買掛金増減

【融資条件等】

資金使途	設備資金及び長期運転資金とする。ただし、原則として旧債返済資金は認めない。
融資の方法	証書貸付とする。
融資金額の 上限及び下限	融資金額の限度額は、1 申込先につき 5 百万円以上 1 億 5 千万円以下の範囲において、取扱金融機関が定める額とする。ただし、融資金額は 100 万円単位とする。 なお、関連会社と合わせた融資金額の合計額は 1 億 5 千万円以下とする（関連会社とは、経営陣、株主構成、取引関係及び金融・債務保証関係からみて申込先と一つの企業集団を構成しているとみられるものをいう。）。
償還方法	元金均等償還／令和 7 年 4 月 20 日を第 1 回償還日とし、以後毎月 20 日の割賦償還（償還回数は全 60 回）。最終期限は令和 12 年 3 月 20 日（予定）
利率	取扱金融機関が別途定めるものとする。なお、利率の上限（変動金利の場合は当初利率の上限）は年 10%とする。利息の支払方法は 1 ヶ月ごとの前払方式又は後払方式とする。
担保	なし
保証人	第三者保証不要（経営責任者の保証の可否は、取扱金融機関が別途定めるものとする。）
融資予定日	令和 6 年 7 月 1 日（月）から令和 7 年 1 月 9 日（木）の間で随時融資（予定）

（注） 融資先数若しくは融資総額が一定数以上に満たない場合又は金融環境等が大幅に変化した場合、本 CLO 案件は中止される場合があります。

【令和 7 年 3 月 CLO（買取型シンセティック方式・社債保証付）スキーム概要】



- ① 参加企業は、各取扱金融機関より新規融資を受けます。
- ② 取扱金融機関は、①による貸付債権を参照債務とするCDS契約を日本公庫との間で締結します（取扱金融機関は当該貸付債権を譲渡しません）。
- ③ 日本公庫は、②のCDS契約により引き受けた信用リスクを移転するためにSPCとの間でCDS契約を結びます。
- ④ SPCは社債を発行することによって投資家から資金を調達します。
- ⑤ 日本公庫は、投資家が保有する一部社債の元利金を全額保証するとともに、案件組成全体をコーディネートします。

（注）クレジット・デリバティブの一つで、融資先に倒産等の事由が発生した場合、所定の損害補てん金が取扱金融機関へ支払われる一種の損失補償契約。



【お問合せ窓口】

- 本証券化支援スキームの詳細、個別のご相談については下記にご連絡下さい。

日本政策金融公庫 中小企業事業本部

証券化支援室

[Tel:03-3270-0568](tel:03-3270-0568)

【ご注意】

- このご案内は、「令和7年3月CLO(買取型シンセティック方式・社債保証付)」の概要をお知らせすることを目的としたものであり、融資を約束するものではありません。
- 取扱金融機関・日本公庫の審査の結果、ご希望に沿えないこともございます。
- この資料に記載されている内容、条件等は今後の金融環境、市場動向及びその他諸事情により変更することがあります。